滝沢市都市計画審議会運営要領

(趣旨)

第1 この要領は、滝沢市都市計画審議会条例(平成4年滝沢村条例第3号)第7条に規定する滝沢市都市計画審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2 会議の招集は、開催日の2週間前までに行うものとする。ただし、急を要するとき は、この限りではない。

(参集)

- 第3 委員は、会議に出席することができないときは、あらかじめ会長に届け出なければ ならない。
- 2 都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令(昭和44年政令第11号)第3条第2項に定める関係行政機関及び都道府県の職員につき委嘱された委員が会議に出席することができないときは、代理者を出席させることができるものとする。

(審議会の公開)

- 第4 審議会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに 該当する場合は、審議会の会議を公開しないことができる。
- (1) 滝沢市行政情報公開条例(平成9年滝沢村条例第8号)第9条各号に掲げる情報に 該当すると認められる事項について、審査、審議等を行う場合。
- (2)公開することにより審議会の円滑かつ公正な議事運営に著しい支障が生ずるおそれがある場合。
- 2 公開又は非公開の決定は、委員からの意見を聴き会長が決定するものとする。

(公開の方法等)

- 第5 審議会の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めること により行う。
- 2 審議会の会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受 付簿(様式第1号)に記入しなければならない。
- 3 会長は必要と認めるときは、傍聴券(様式第2号)を発行することができる。
- 4 前項の規定により傍聴券を発行する場合には、傍聴券を持たない者は傍聴することができない。

(傍聴人の心得)

- 第6 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。
- (1) 指定された出入口から出入しなければならない。

- (2) 傍聴席においては、常に静粛にし、会話、発言、拍手等をしてはならない。
- (3) 指定された席をみだりに離れてはならない。
- (4)帽子、外とう、襟巻の着用及び傘等を携帯してはならない。
- (5) 傍聴席以外の部屋に立ち入ってはならない。
- (6) いかなる理由があっても審議会の議席に入ってはならない。
- (7)審議会を妨害するような行為をしてはならない。
- (8) その他審議会の秩序をみだす行為をしてはならない。

(傍聴の禁止)

- 第7 次に掲げる者は、傍聴することができない。
 - (1) 兇器その他危険なものを所持している者
 - (2) 人に危害を加えるおそれがあると認められる者
- (3) 粗暴又は酒気を帯びていると認められる者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、審議会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる 者

(退場命令)

- 第8 会長は、指示に従わない傍聴人の退場を命ずることができる。
- 2 傍聴人は、退場を命ぜられたときは速やかに退場しなければならない。

(会議録)

第9 審議会は、会議の経過概要及びその結果を記載した会議録を作成するものとする。

(会議録の縦覧)

第10 会議録は、審議会の事務局に備え付け、一般の縦覧に供しなければならない。

(庶務)

第11 審議会の庶務は、都市計画担当課において処理する。

附則

この要領は、平成17年8月31日から施行する。

附目

この要領は、平成26年1月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。